

矢巾町

中小企業振興基本計画

～矢巾町が描く近未来デザイン～

中小企業とともに
次世代にまで
輝き続ける矢巾を
オールやばばで 実現する



令和5年3月

矢巾町

目次

■第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
■第2章 中小企業振興の方向性	3
1 中小企業振興基本条例の概要	3
2 目指すべき将来像	4
■第3章 矢巾町の中小企業の状況	6
1 取り巻く現状	6
2 産業の概要	9
3 アンケート調査の結果概要	16
4 課題の整理	21
■第4章 施策の展開	23
1 共学・共育・共生の地域づくり	24
2 新事業創出	27
3 地域住民との協働	30
4 地域の人材の育成	32
■第5章 計画の推進	34
1 推進体制	34
2 町の責務と各関係団体の役割	34
3 ロードマップ	36
■参考資料	37
矢巾町中小企業振興基本条例	37
矢巾町中小企業振興円卓会議設置要綱	41
矢巾町中小企業振興円卓会議委員名簿及び策定経過	42

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

矢巾町は、恵まれた自然環境のもと、地域資源を活かし、優れた技術や技能、文化を受け継ぎながら産業を発展させ、町民の生活基盤を築き上げてきました。

しかし、地域社会を支える中小企業を取り巻く環境は、若い世代の地元への定着率の低下と少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少、さらには経済活動の広域化やグローバル化等のため厳しい状況にあります。

このような状況であっても、本町が今後も安定した発展を続け、豊かな町民生活を営むことができる環境を維持するためには、時代の変化に的確に対応した中小企業の持続的な発展が不可欠です。

本町の事業所の大多数を占める中小企業は、雇用や地域経済を支えているだけでなく、地域を守る人材を確保し、災害に強く安心して豊かに暮らせる社会の実現のために大きな役割を担っております。そのことを踏まえ、中小企業、町、中小企業関係団体、大企業、金融機関、教育機関及び町民が互いの役割を明確にし、町全体で中小企業の振興に取り組んでいくことを目的として令和3年6月に矢巾町中小企業振興基本条例（以下「基本条例」という。）を制定しました。

この「矢巾町中小企業振興基本計画」は、基本条例に定めた内容について、実行性のあるものとし、中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

■ 中小企業・小規模企業の定義

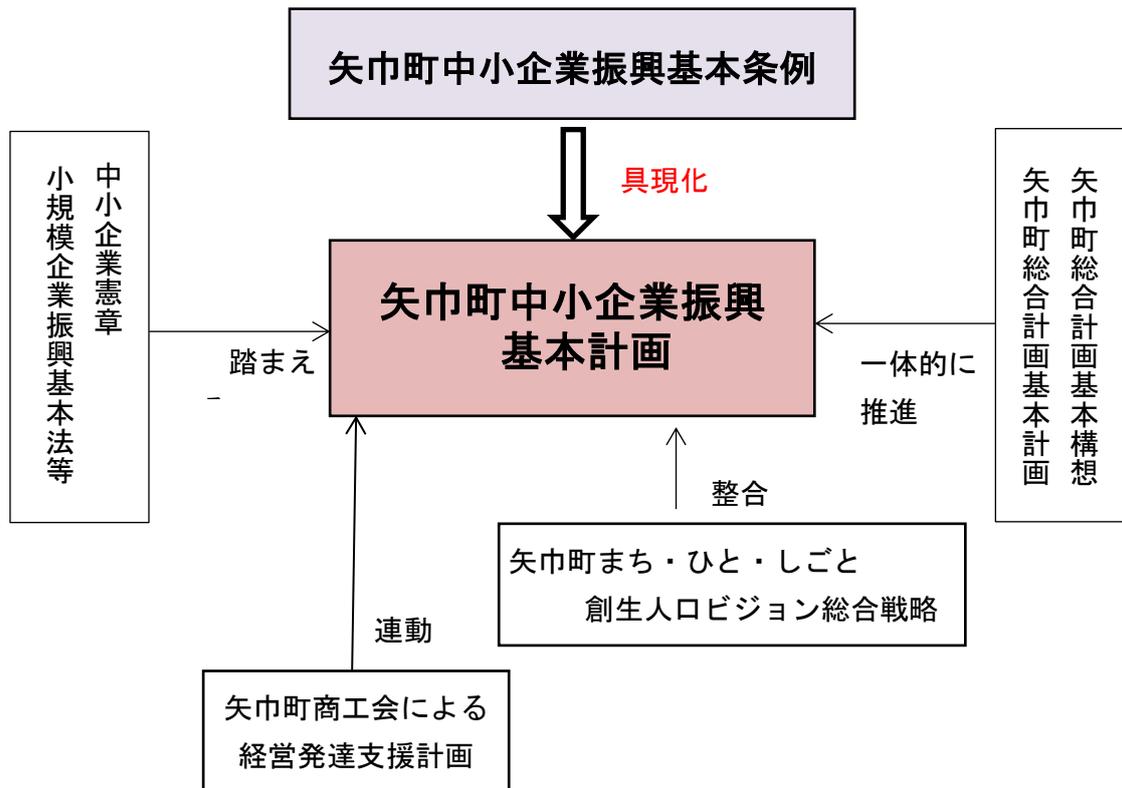
業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)		
	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数	
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

2 計画の位置づけ

本計画は、基本条例を具現化し、本町の中小企業振興を推進するために策定するものです。

中小企業の振興にあたっては、国の「中小企業憲章」「小規模企業振興基本法」等の方向性を踏まえるとともに、町の最上位計画で中長期的な方向性を定めた「矢巾町総合計画基本構想」、具体的な取組と目標値を定めた「矢巾町総合計画基本計画」及び「矢巾町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」に位置づけられた関連施策とも整合性を保ちながら取組を進めます。また、矢巾町商工会が策定している「経営発達支援計画」と連動することにより、一貫性のある施策推進に努めます。

【本計画の位置づけのイメージ】



3 計画期間

本計画の期間は令和5年度から令和8年度までの4か年度とします。

ただし、必要に応じて随時見直しを行います。

第2章 中小企業振興の方向性

1 矢巾町中小企業振興基本条例の概要

令和3年6月に、地域経済の発展に果たす中小企業の役割とその重要性を鑑み、中小企業振興についての基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、本町経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的に基本条例を制定しました。

条例前文

矢巾町は、岩手県のほぼ中央に位置し、恵まれた自然環境を残しつつ、北東北の物流拠点である岩手流通センターや工業団地への企業進出により、卸売業、小売業及び運輸業などの産業を基軸に発展し、さらには教育や医療など様々な都市機能が集積する、自然と産業が調和した田園都市である。

この発展を支えてきたのが、町内事業者の大多数を占める中小企業であり、新たな産業を生み出し雇用を創出するなど、地域経済やまちづくりを牽引する大きな役割を果たしている。

今後、人口減少が進む中で、本町の地域経済を支える中小企業が持続的な発展を遂げていくためには、経済や社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、個々の強みを発揮して付加価値を向上させ、未来を切り開いていくことが重要である。また、中小企業が地域社会との連携を深めることで、地域資源の利活用を促進し、地域内における経済循環を形成することも期待される。

中小企業が地域経済の発展に重要な役割を担うものであるとの認識を、地域で共有するとともに、町、中小企業者及び町民等それぞれの役割を明確化し、中小企業の振興を町政の重要な柱として位置づけ、地域一体となって取り組むため、この条例を制定する。

条例の目的

この条例は、本町における地域経済の発展に果たす中小企業の役割とその重要性に鑑み、中小企業の振興について基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって本町経済の発展及び町民生活の質の向上に寄与することを目的とする。

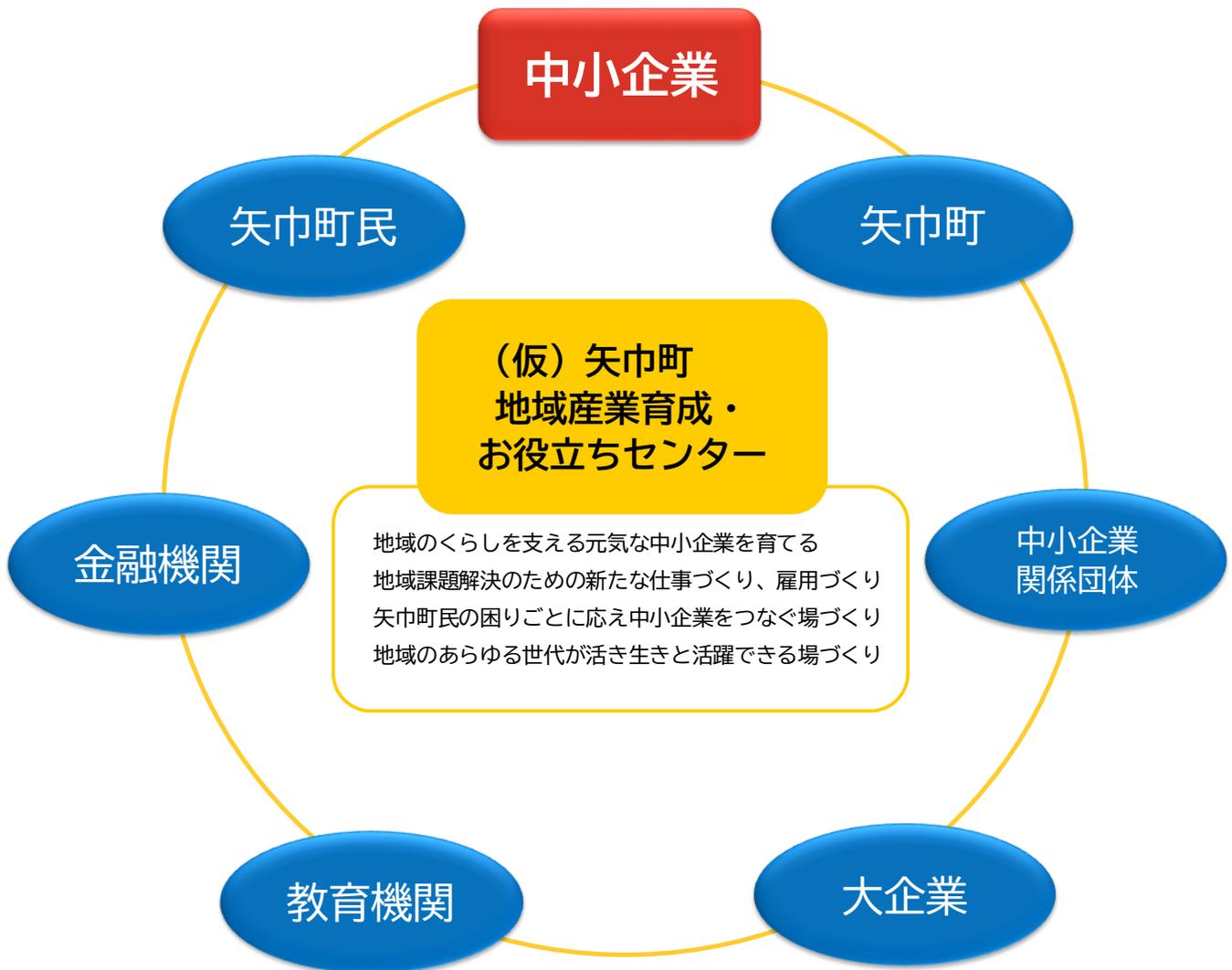
条例の基本理念

中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進するよう努めるものとする。

- (1) 中小企業者による経営基盤の強化及び経営の革新を図るための創意工夫と自主的な努力の促進が図られること。
- (2) 自然環境、地場産品、人材、技術、産業構造その他町が有する資源を総合的に活用し、地域経済の循環が図られること。
- (3) 中小企業者の経済的かつ社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (4) 町、国、県、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関及び教育機関が相互に連携し、町民の協力を得て推進されること。

2 目指すべき将来像

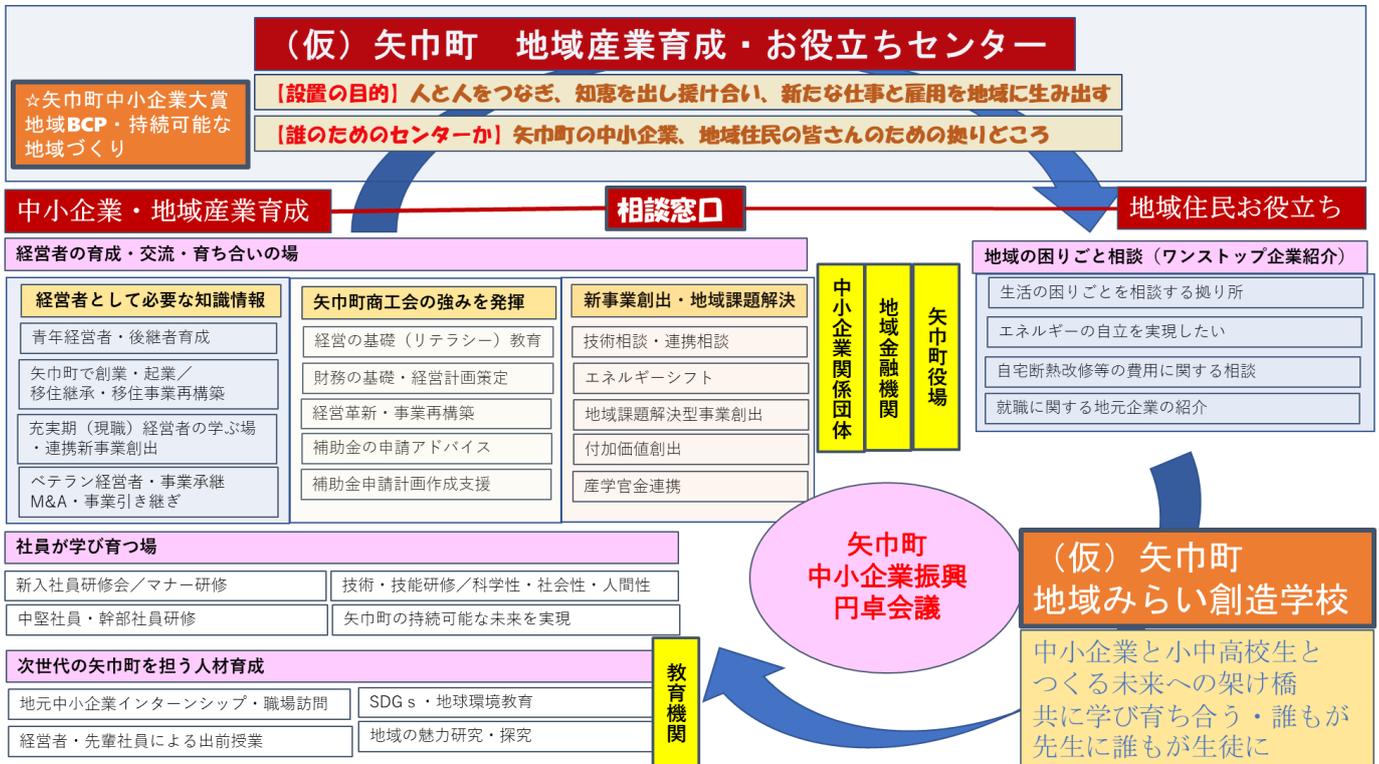
基本条例の基本理念に基づいた目指すべき将来像の実現に向けて、本町の中小企業の現状と課題を踏まえ、「(仮) 矢巾町地域産業育成・お役立ちセンター」が中心となって、町、国、県、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関及び教育機関が相互に連携し、町民の協力を得て、地域全体で中小企業の振興並びに地域経済の好循環を目指します。



～設置の目的～

**人と人をつなぎ、知恵を出し援け合い、
新たな仕事と雇用を地域に生み出します**

「(仮) 矢巾町地域産業育成・お役立ちセンター」の構想について、中小企業向けの『地域産業育成』分野と、地域住民向けの『困りごと相談』分野におけるワンストップ窓口の設置を目指します。



第3章 矢巾町の中小企業の状況

1 取り巻く現状

自然条件・社会的条件

本町は岩手県中央部に位置し、県庁所在地である盛岡市の南に隣接する、面積が 67.32 km² の、のどかな山と田園風景が広がる里と人が共存するコンパクトな町です。

本町の西部には標高 848m の南昌山がそびえ、東は日本有数の河川である北上川が流れており、東北本線や東北新幹線、東北自動車道、国道 4 号など交通においても恵まれた町といえます。

昭和 41 年（1966）には矢巾村が町制施行し、紫波郡矢巾町となり今日に至っています。本町は古くから徳田米の産地として有名ですが、昭和 45 年（1970）以降、徐々に市街化が進み、東部地区には下田工業団地、西部地区には岩手流通センターや西部工業団地、ウエストヒルズ広宮沢が整備され、企業進出が進んでいます。また、町中心部では矢幅駅周辺の土地区画整理事業や民間による宅地造成により、宅地化と商業施設の集積が進む一方で、岩手医科大学附属病院が開業し岩手県内における高度医療の拠点地域として更なる発展が期待されています。

交流人口増加に伴い、岩手医科大学附属病院近隣には、ホテルルートイン、矢巾町の玄関口である JR 矢幅駅近隣にはスーパーホテルが建設されたことにより、町内で宿泊できる体制整備につながり、近隣の商工業者にとってはビジネスチャンスと捉え、町外からの進出や創業者の増加要因となっています。このような流れから地代家賃は高く、新規事業に取り組むことを懸念している創業者は多く存在している状況です。

矢巾町の土地利活用にあたっては、盛岡市・滝沢市との盛岡広域都市計画に基づき、都市計画区域等が指定されています。都市計画区域内は市街化区域と市街化調整区域に分けられており、無秩序な市街化の防止及び計画的な市街化整備が行われています。

歴史

矢巾町の西には、いにしえから霊山として信仰されてきた南昌山があり、全国でも希有な雨乞い儀式のための 6 体の獅子頭石仏が奉納されています。古くは前九年の役から陸奥国（現東北地方）の要所として、また宮沢賢治が好んで石英の採掘に何度も訪れた山としても知られ、山頂にある石柱は、銀河鉄道の夜に登場する「天気輪の柱」のモデルともいわれています。

また、南昌山を横に見て現在も残る志和稲荷街道は、江戸時代に盛岡城下と志和稲荷をつなぐ参道として整備され、当時の面影を残す一里塚や松並木からも、歴史的要所であったことが忍ばれます。

東には、徳丹城跡があり、平安時代初期に征夷将軍の文室綿麻呂によって造営された城柵で、昭和 44 年に国指定史跡に指定されています。

産業

基幹産業は、稲作と野菜・果樹を中心とした農業でしたが、年々耕作面積及び就業人口が減少傾向にあり、現状は物流系産業が矢巾町の基幹産業となっています。

しかし、農産物を利活用した6次産業化への取り組みが求められている一方、町北西部には、北東北三県の物流拠点の岩手流通センターがあり、卸売業及び物流系の事業所により一大団地が形成されています。

また、国道4号沿いには、小売業、飲食業及びサービス業の事業所の進出により、基幹産業であった農業の就業人口及び純生産額を大きく上回る状況です。

生活・文化

岩手医科大学や岩手県立産業技術短期大学校、岩手県立不来方高等学校と、小中学校を含めすべての校種が揃い、それぞれの特長を活かしながら若い才能を育て伸ばす環境の町としても注目されています。

岩手県最大規模で1,000床を備えた特定機能病院「岩手医科大学附属病院」があるほか、普段からも通える医療機関が50以上あり、医療環境が充実しています。

交通

東北自動車道や国道4号など交通において恵まれた町といえます。鉄道では、東北本線が通っており、JR矢幅駅を中心とした路線バスをはじめ他の交通網に接続しています。

また、平成30年3月24日に矢巾スマートインターチェンジが、東北自動車道の紫波インターチェンジから7.2km、盛岡南インターチェンジから3.8kmの場所に開通し、救急医療施設へのアクセス性向上による救命率向上、居住者及び来訪者の利便性向上による交流人口の拡大が期待されています。

事業化が決定した国道4号盛岡南道路は、交通混雑の緩和や物流拠点への円滑な物流の確保、岩手医科大学附属病院へのアクセスなど交通利便性の向上に期待が高まります。

(交通アクセス)

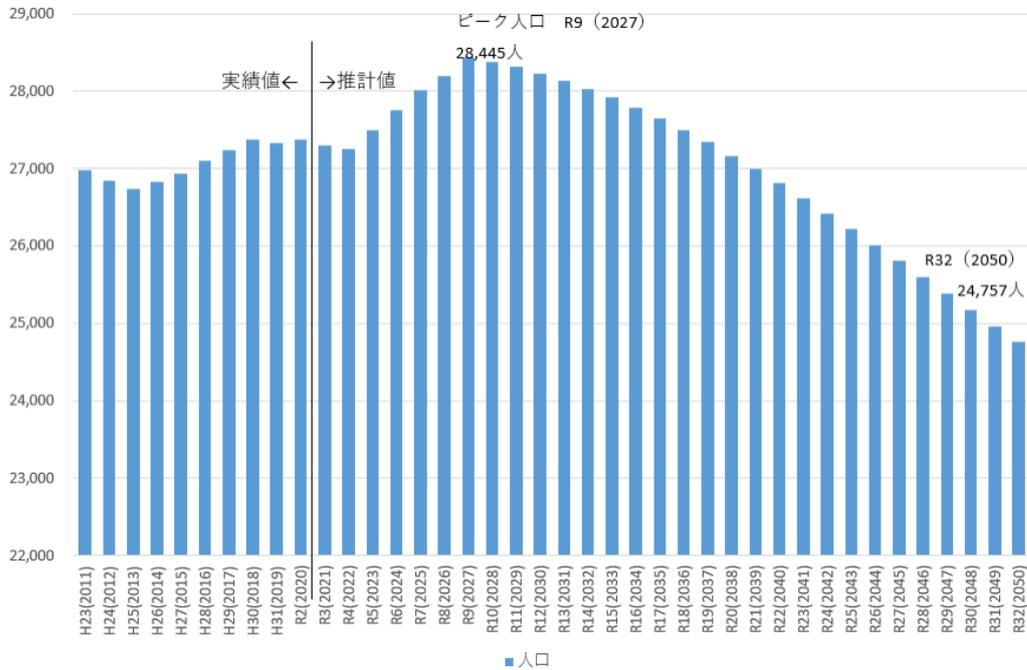
高速道路	
青森IC-矢巾SIC	約2時間
仙台IC-矢巾SIC	約2時間
東北新幹線・東北本線	
東京駅-盛岡駅	約2時間14分
仙台駅-盛岡駅	約40分
盛岡駅-矢幅駅	約15分
飛行機	
札幌(新千歳)-花巻	55分
名古屋(小牧)-花巻	1時間10分
福岡-花巻	1時間55分



人口動向分析

■ 矢巾町の将来人口推計

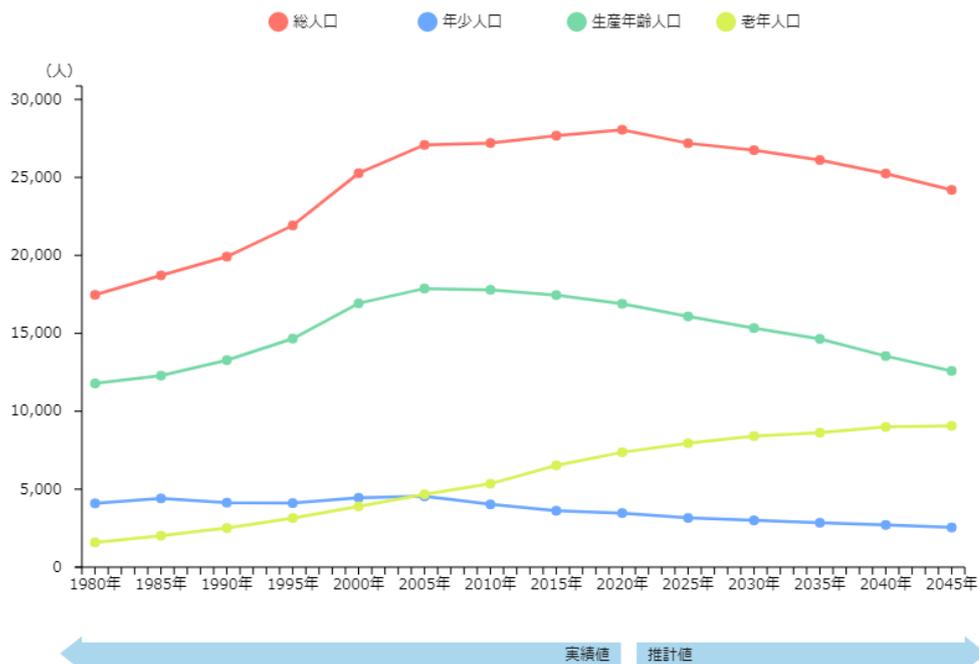
矢巾町将来人口推計（令和 4 年 3 月初版）によると、令和 9 年（2027）に 28,445 人まで人口の増加傾向が予測され、その後は減少傾向となり、令和 32 年（2050）には 24,757 人になると推計されています。



出典: 矢巾町将来人口推計(令和 4 年 3 月初版)

■ 矢巾町の人口推移

高齢化により産業を担う生産年齢人口が 2020 年は全体の約 60%に対し、2045 年には全体の約 52%にまで減少すると推測されています。



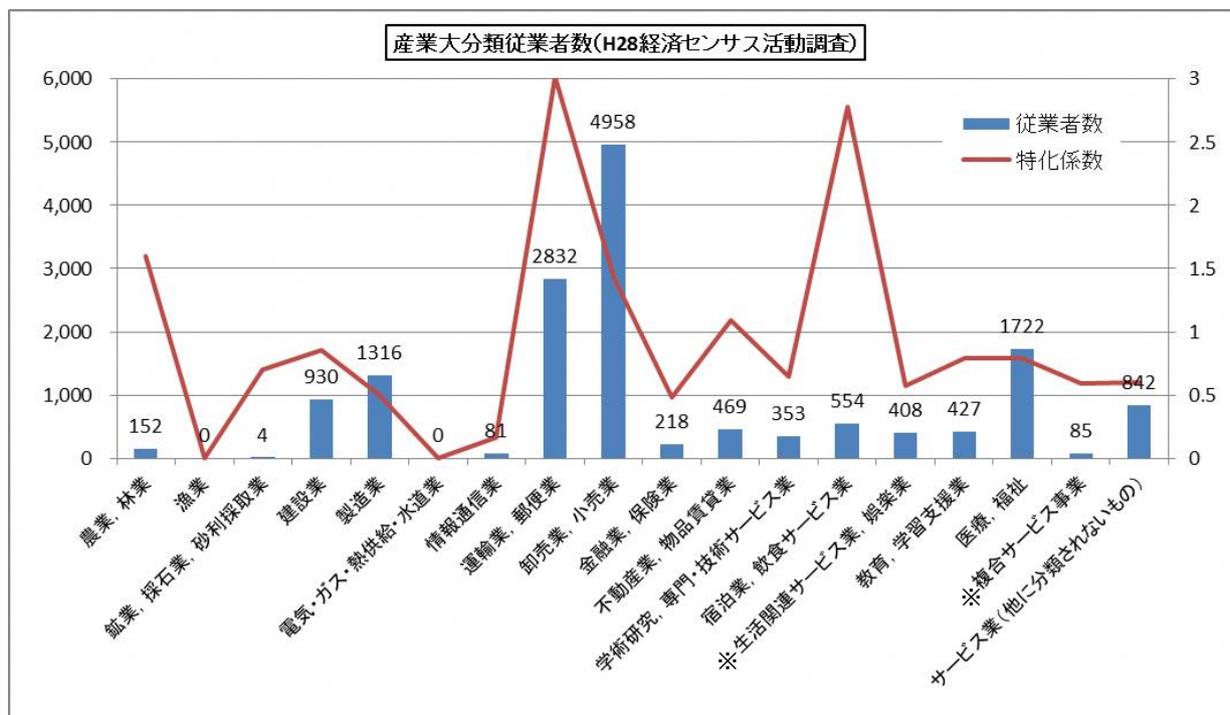
出典: 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2 産業の概要

1 産業別従業者数

矢巾町の産業大分類別の従業者数を見ると、卸売・小売業の従業者が4,958人で最も多く、次いで運輸業・郵便業(2,832人)、医療、福祉(1,722人)、製造業(1,316人)の順となっています。

産業特性を見るため、特化係数(産業の業種構成などで、その構成比を全国の構成比と比較した係数)を算出すると、運輸業・郵便業の特化係数が最も大きく、次いで、宿泊業、飲食サービス業、農業・林業、卸売業・小売業、不動産業、物品賃貸業と続き、特化係数が1を上回っています。

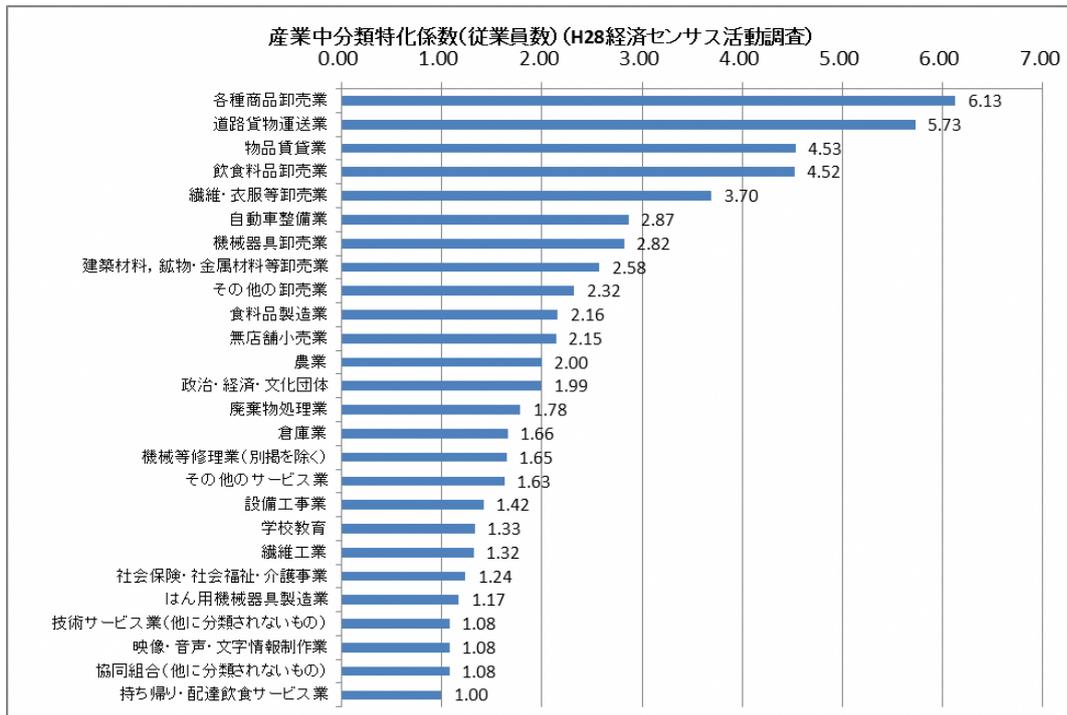


※生活関連サービス業、娯楽業:主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業所が分類される。

※複合サービス事業:信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所(郵便局、農業協同組合等)が分類される。

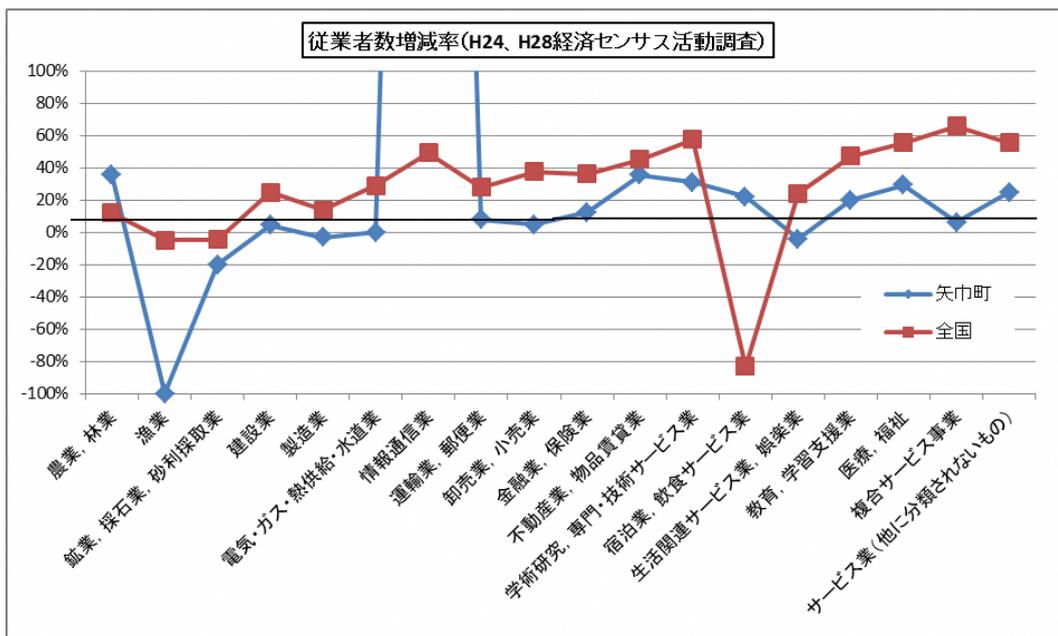
出典:平成28年経済センサス活動調査

産業中分類別の従業者数の特化係数を見ると、各種商品卸売業、道路貨物運送業、物品賃貸業、飲食料品卸売業、繊維・衣服等卸売業までが3.0を超えています。産業大分類別では卸売業、小売業が上位に多く入っています。



出典：平成 28 年経済センサス 活動調査
特化係数1以上

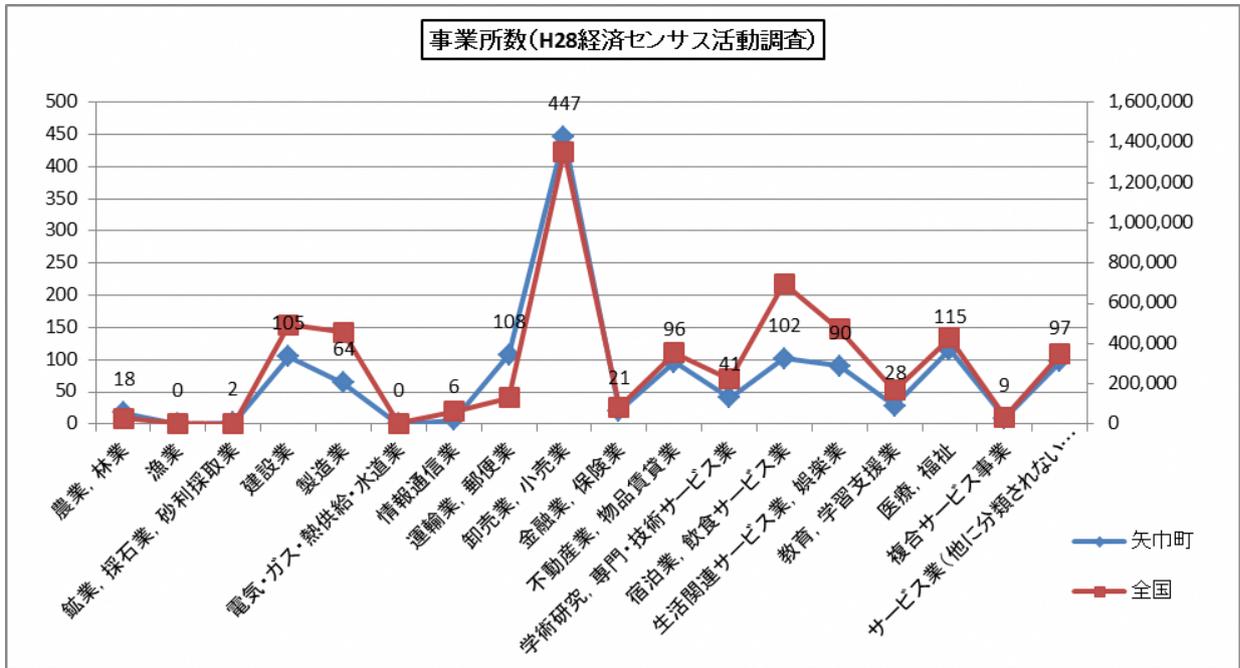
産業大分類別従業者数の増減率（平成 24 年⇒28 年）を見ると、従業者数の増加率が高いのは情報通信業（7⇒81 で 1157%増）、農業、林業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、医療、福祉、宿泊業、飲食サービス業等となっています。一方、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業の減少率が大きくなっています。



出典：経済センサス 活動調査(平成 24 年、28 年)

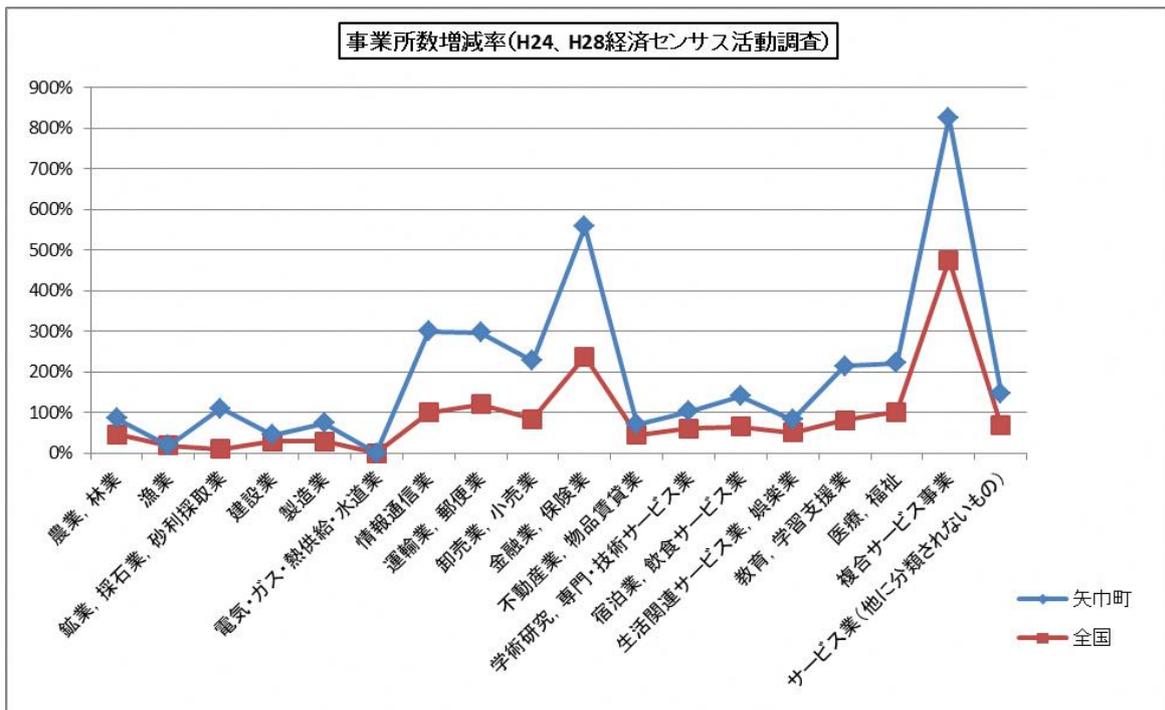
2 産業別事業所数

産業大分類別の事業所数を見ると、卸売業・小売業が447事業所で最も多く、次いで医療、福祉（115事業所）、運輸業、郵便業（108事業所）、建設業（105事業所）、宿泊業、飲食サービス業（102事業所）の順となっています。



出典：平成 28 年経済センサス 活動調査

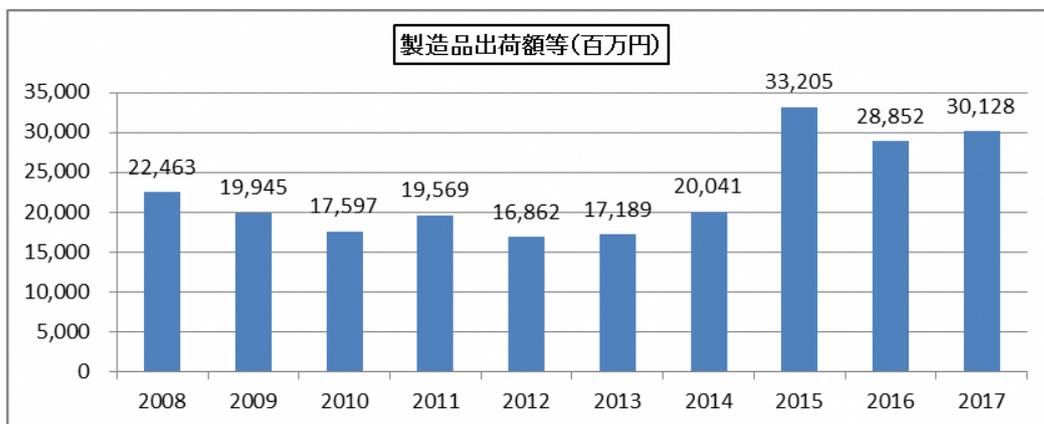
産業大分類別事業所数の増減率（平成 24 年⇒28 年）を見ると、全般的に増加傾向となっていますが、増加率が大きいのは複合サービス業、金融業、保険業、情報通信業、運輸業、郵便業卸売業、小売業、教育、学習支援業、医療、福祉となっています。



出典：経済センサス 活動調査(平成 24 年、28 年)

3 製造業製造品出荷額等

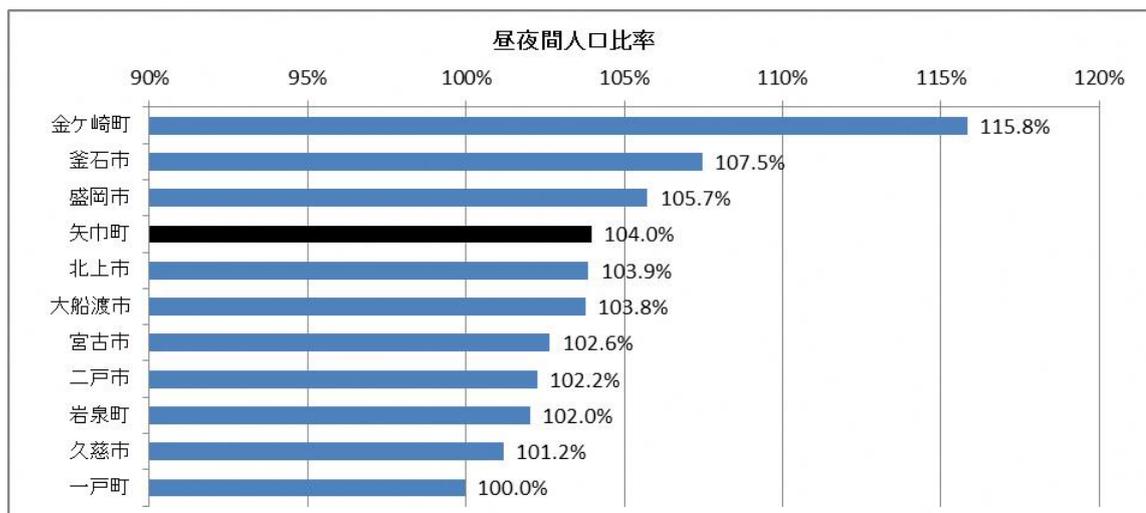
製造業事業所における製造品出荷額等の推移を見ると、2008年から2010年にかけては減少傾向が続いていましたが、その後は増加したあと、再び減少に転じ、2013年以降再度増加して2015年以降は300億円前後で推移しています。



出典: 経済センサス、工業統計調査

4 昼間人口比率

矢巾町の昼間人口比率は104.0%と、僅かだが定住している人に比べ、町外からの就業・通学者が上回っています。



H27	人口	流出人口	流入人口	昼間人口	昼夜間人口比率
	A	B	C	D=A-B+C	D/A
金ヶ崎町	15895	3968	6485	18,412	115.8%
釜石市	36,802	1,452	4,196	39,546	107.5%
盛岡市	297,631	25,322	42,395	314,704	105.7%
矢巾町	27,678	8,788	9,886	28,776	104.0%
北上市	93,511	10,987	14,606	97,130	103.9%
大船渡市	38,058	2,262	3,698	39,494	103.8%
宮古市	56,676	1,951	3,451	58,176	102.6%
二戸市	27,611	2,917	3,538	28,232	102.2%
岩泉町	9,841	478	677	10,040	102.0%
久慈市	35,642	2,213	2,636	36,065	101.2%
一戸町	12,919	1,964	1,959	12,914	100.0%

出典: 平成 27 年国勢調査

5 現在の商工業者の状況

○商工業者等数 1, 193人

○小規模事業者数 783人 (令和元年経済センサスによる)

矢巾町の商工業者数は、令和元年（2019）経済センサスで1,193事業所となっており、平成24年（2012）経済センサスと比較し105.8%と増加しています。業種別にみますと、卸・小売業が428事業所と一番多く、全体の35.9%を占めており、岩手医科大学総合移転等の要因から関係業者の進出やコンビニエンスストアなどの一般消費者向けの事業所が増加しています。

続いて、建設業113事業所（9.5%）、不動産業・物品賃貸業が109事業所（9.1%）、運輸業が103事業所（8.6%）、宿泊業・飲食サービス業が93事業所（7.8%）という構成になっています。

経済センサスの平成24年（2012）と令和元年（2019）の比較では、卸売・小売業が17事業所増加と一番多く、次いで不動産業・物品賃貸業が11事業所、教育・学習支援業が10事業所、医療・福祉が8事業所の増加となっており、教育機関及び医療機関の充実により、子育てしやすい町としてのイメージから定住人口増加に伴う事業所数の増加要因となっています。

小規模事業者数は、商工業者同様に不動産業・物品賃貸業、教育・学習支援業、医療・福祉が増加しています。

卸売・小売業の商工業者は多いものの小規模事業者数が少ない要因としては、盛岡市に隣接するベッドタウンであることから大手の流通系・サービス系及び卸売業系を主とした工業団地（3団地）の業種が多いことが一番大きい要因と考えられます。

業種区分	平成24（2012）年度 ※H24経済センサス			平成28（2016）年度 ※H28経済センサス			令和元（2019）年度 ※R1経済センサス		
	商工業者数	構成比（%）	小規模事業者数	商工業者数	構成比（%）	小規模事業者数	商工業者数	構成比（%）	小規模事業者数
建設業	107	9.5	96	105	8.7	96	113	9.5	102
製造業	63	5.6	48	64	5.3	47	65	5.4	48
情報通信業	5	0.4	4	6	0.5	4	3	0.3	2
運輸業	100	8.9	60	108	9.0	62	103	8.6	61
卸売・小売業	411	36.5	198	447	37.2	201	428	35.9	188
金融・保険業	20	1.8	18	21	1.7	17	23	1.9	20
不動産業・物品賃貸業	98	8.7	96	96	8.0	91	109	9.1	103
専門・技術サービス業	39	3.5	35	39	3.2	33	45	3.8	36
宿泊業・飲食サービス業	87	7.7	63	102	8.5	69	93	7.8	59
生活関連サービス業・娯楽業	91	8.1	87	90	7.5	86	83	7.0	78
教育・学習支援業	14	1.2	12	25	2.1	19	24	2.0	18
医療・福祉	14	1.2	14	21	1.7	19	22	1.8	20
その他の業種	78	6.9	44	79	6.6	42	82	6.9	48
合計	1,127	100.0	775	1,203	100.0	786	1,193	100.0	783

出典：総務省・経済産業省「経済センサス」

6 創業者の推移

地元資本の事業者の高齢化や後継者不足を背景に年々新規創業者が減少している中で、町外資本事業者や新規創業者の数は年々増加傾向にあり、直近では交流人口の増加をビジネス機会と捉えた飲食業を始め、矢巾町商工会には理美容業及び整体業における新規創業の相談件数が増加傾向にあります。

この動きは、岩手医科大学附属病院の開院前からであり、将来性を見通した上で矢巾町を創業先に考える方が多く、創業相談は毎年平均20件程度ありましたが、コロナ禍により鈍化しています。

また、都市計画法による土地利用規制により新たに出店する場所がない状況のため、やむを得ず町外での開業に至った事例があります。

創業者の推移及び業種別

(単位:事業者)

業種	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
建設業	4	2	1
運輸業	1	1	
卸売・小売業	1	2	2
不動産・物品賃貸業	1		
宿泊業・飲食サービス業	2	4	2
生活関連サービス業・娯楽業		2	2
教育・学習支援業		1	
医療・福祉	1		2
サービス業 (他に分類されないもの)			3
合計	10	12	12

資料:矢巾町商工会

7 地域経済循環図

地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値は、労働者や企業の所得として分配され、消費や投資として支出されて再び地域内企業に還流します。これを地域内経済循環といいます。

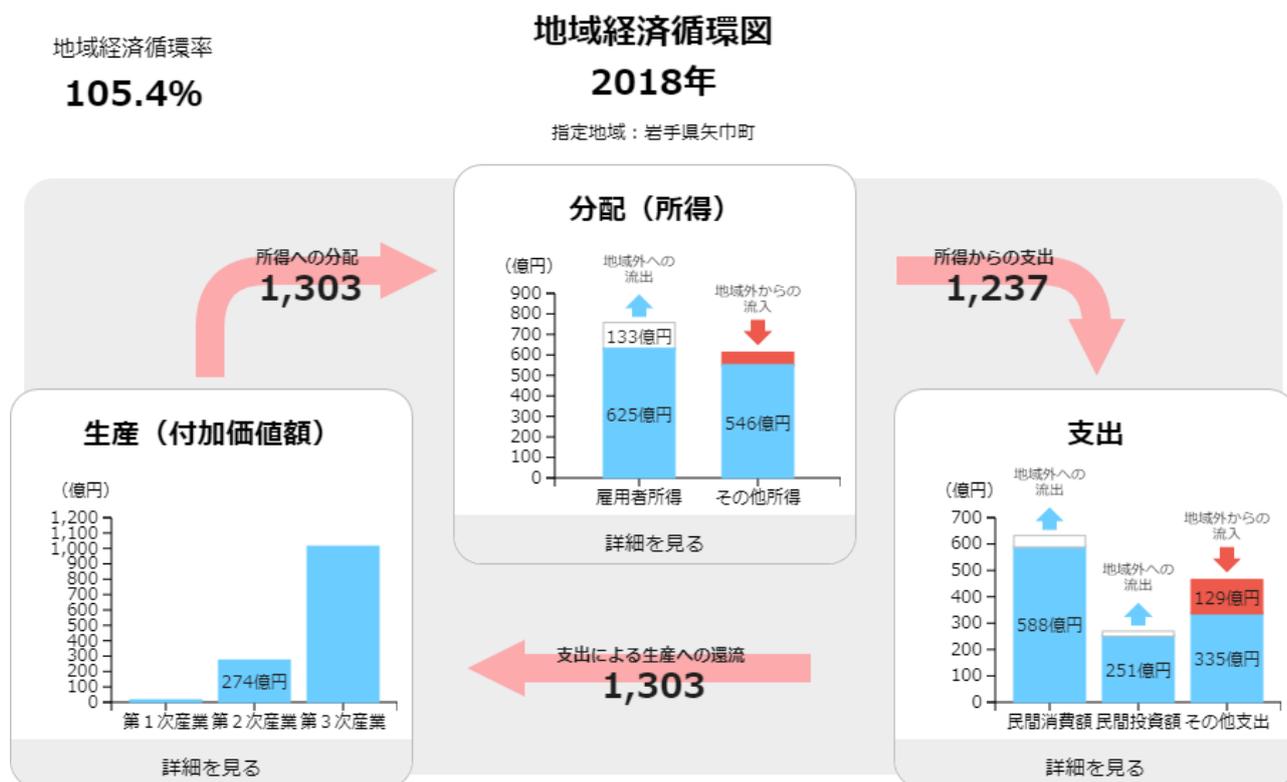
この地域経済循環図は、地域のお金の流れを生産（付加価値額）、分配（所得）、支出の三段階で「見える化」したものです。

この地域経済循環の過程で地域外にお金が流出した場合、地域経済が縮小する可能性があります。

生産（付加価値額）の総額は第3次産業が最も多く、労働生産性（従業員一人当たり付加価値額）は第2次産業及び第3次産業は全国平均より高い状況です。

分配（所得）は雇用者所得が地域外へ流出している状況です。

支出は民間消費額及び民間投資額が地域外へ流出しており、これは地域で稼ぎ、地域で得た所得が他地域へ漏れていることになり、企業の新たな生産販売活動に繋がらず、地域の経済循環がうまく機能していない可能性があります。



出典：RESAS_環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」(株式会社価値総合研究所(日本政策投資銀行グループ)受託作成)

3 アンケート調査の結果概要

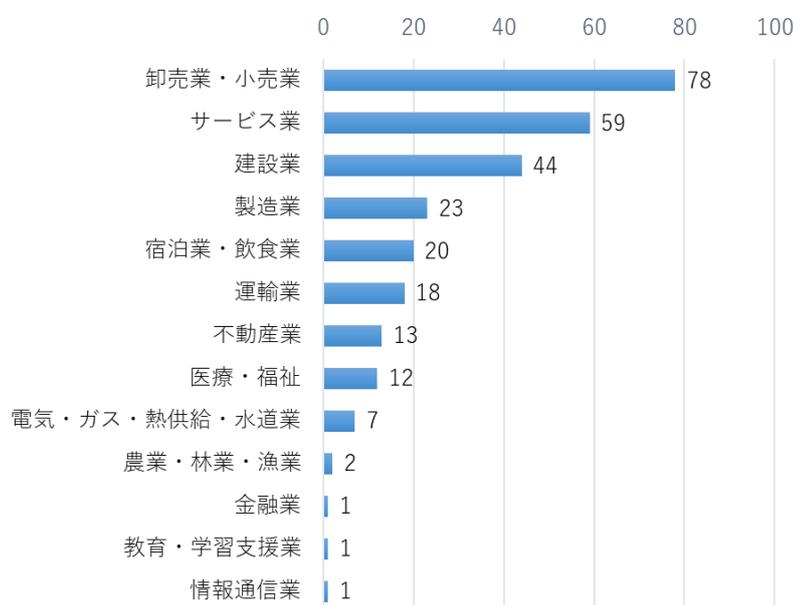
アンケート概要

町内の中小企業に対して、事業所の状況や課題などについてアンケート調査を実施しました。

- 調査時期：令和4年7月
- 調査対象：町内事業者 705 事業所
- 回答状況：回答数 279 事業所（回答率 39.6%）

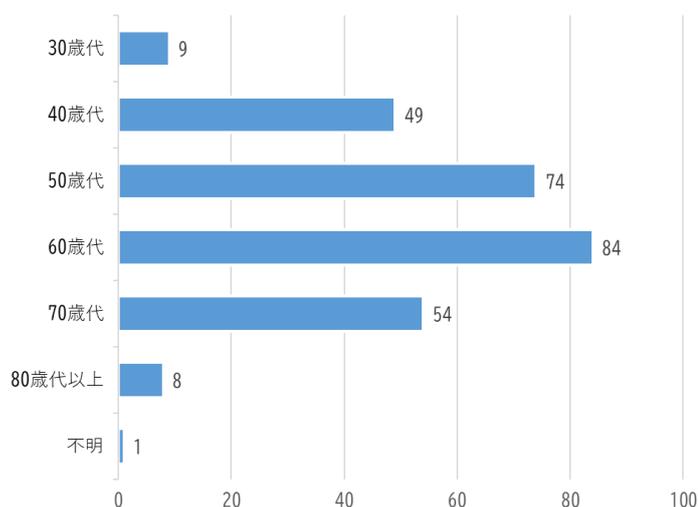
回答者の業種（回答総数：279）

町内における事業所数と同様に「卸売業・小売業」「サービス業」「建設業」が最も多い回答数となっています。



経営者の年代（回答総数：279）

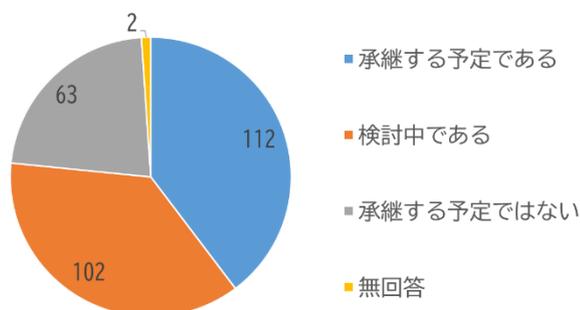
「60歳代」が最も多く 30.1%、次いで「50歳代」が 26.5%となっています。



次世代への承継予定（回答総数：279）

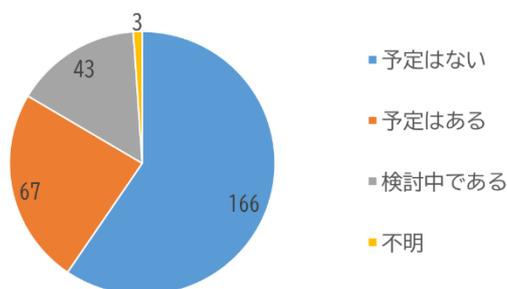
事業承継について「承継する予定」が最も多く全体の40%であり、次いで「検討中」は37%となっています。

さらに、「承継する予定」及び「検討中」の中で、現時点で後継者が決まっていないのは53%、時期が未定なのは29%という結果が出ています。



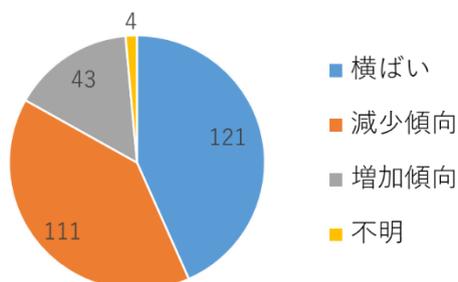
従業員の新卒採用の予定（回答総数：279）

新卒採用の予定はない事業所が59%にもものぼっています。



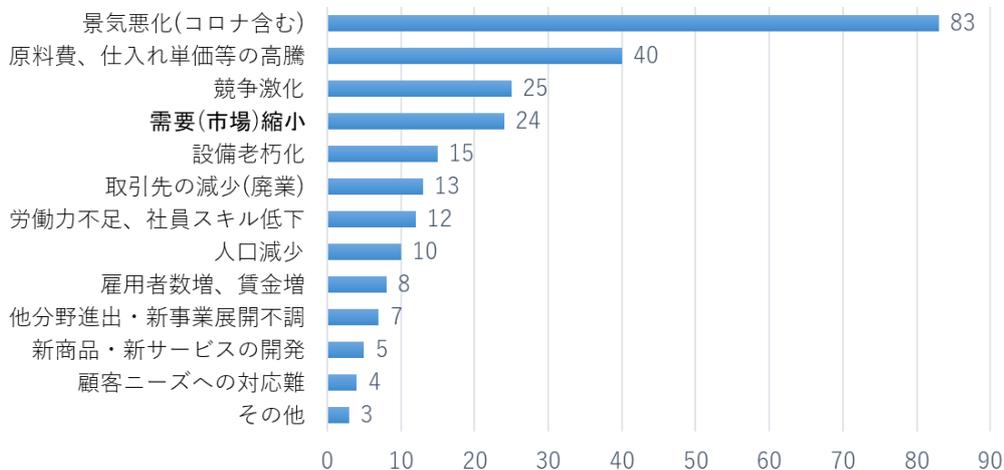
直近3年間の「売上高」傾向（回答総数：279）

直近3年間の売上高は、「減少傾向」が40%、「横ばい」を含めると83%と、多くの事業所の売上高がコロナ禍でもあり厳しい状況がうかがえます。



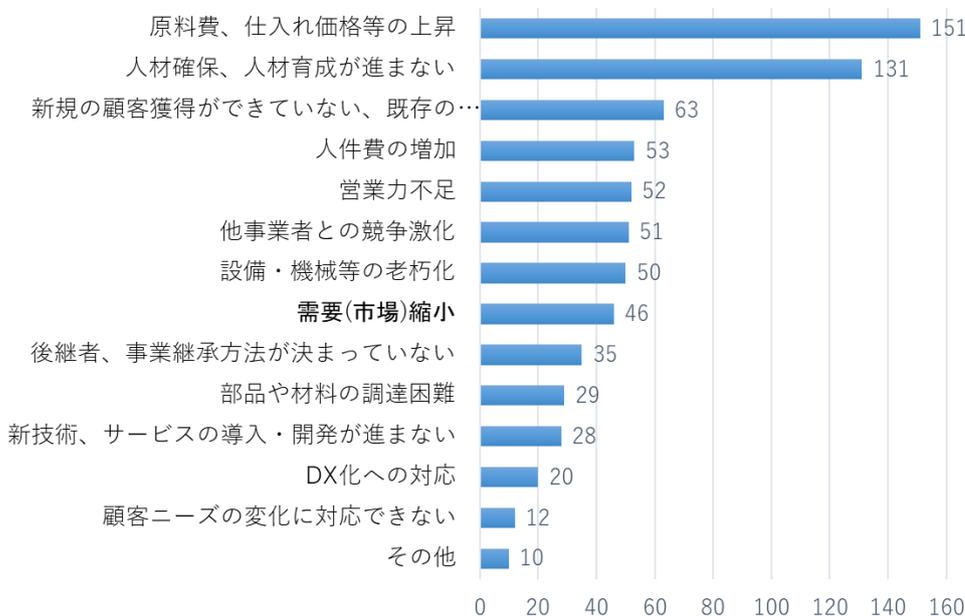
売上高『減少傾向』の理由（減少回答者：複数選択 249）

売上高が減少傾向と答えた事業者の理由は、「景気悪化（コロナ含む）」が全体の33%と最も多く、次いで「原料費、仕入れ単価等の高騰」が16%と、直近の社会情勢の変化が大きく売り上げに影響している状況です。



事業所の抱える課題（複数回答総数：731）

事業所の抱える課題は、「原材料、仕入れ価格等の上昇」が最も多く21%、次いで「人材確保、人材育成が進まない」が18%となりました。



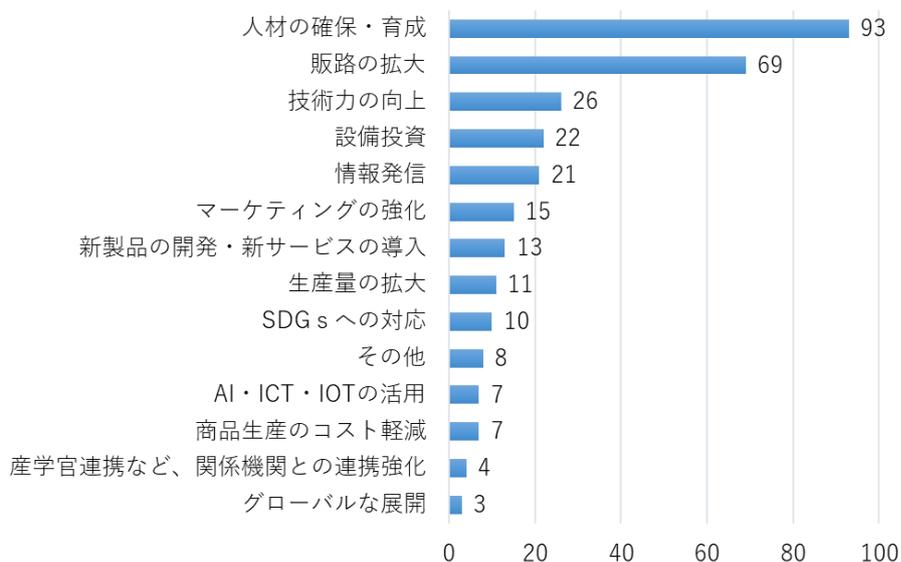
経営計画の策定について（回答総数：270）

自社の経営計画を「策定している」事業者は全体の40%で、「策定中または今後策定する予定がある」事業者を含めると75%となっています。



今後の事業展開で最も大事にすること（複数回答総数：309）

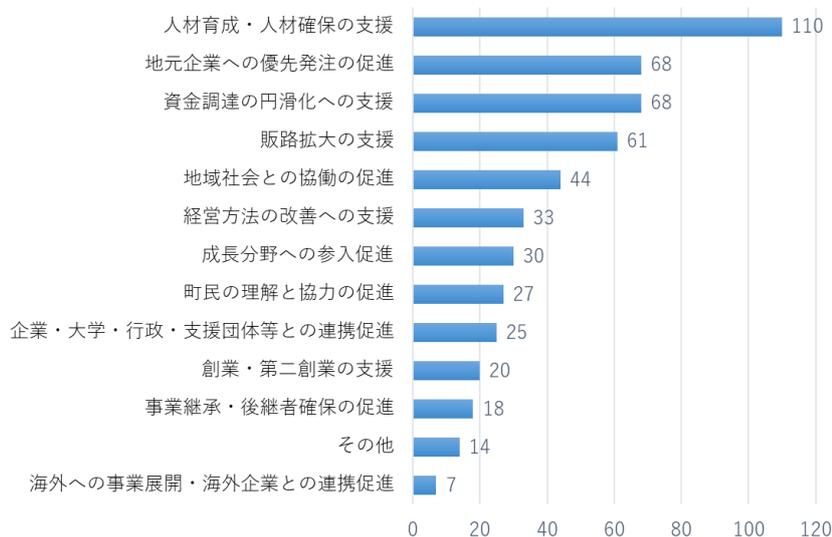
今後の事業展開で最も大事にすることは「人材の確保・育成」が30%と最も高く、次いで「販路の拡大」が22%と、この2つが際立っています。



中小企業振興、地域経済活性化の実現に向けて町で取り入れてほしい施策

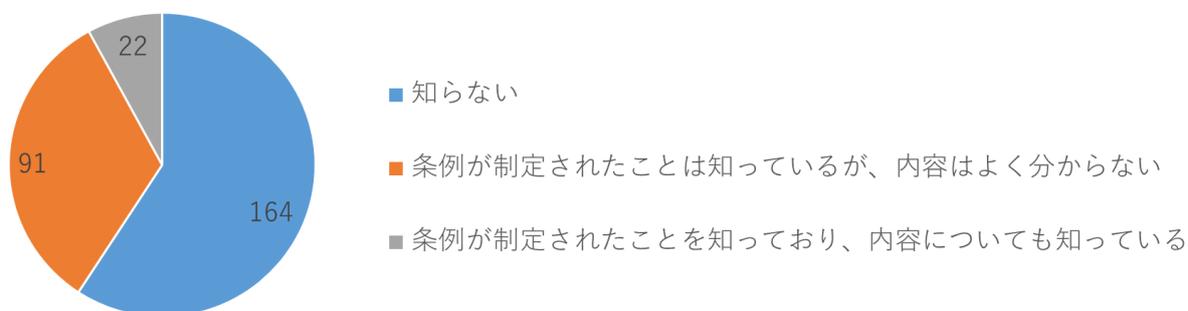
(複数回答総数：525)

町に取り入れてほしい施策は、事業者が最も大事にすることと同様に、「人材の確保・育成」についての支援が21%と最も高く、次いで「地元企業への優先発注の促進」及び「資金調達の円滑化への支援」が13%となっています。



「矢巾町中小企業振興基本条例」の制定を知っているか (回答総数：277)

令和3年6月に制定した「矢巾町中小企業振興基本条例」を知らない事業者が59%、制定は知っていても内容がわからない事業者も含めると全体の92%となっており、今後、中小企業振興について地域一体となって取り組むことの重要性と必要性を積極的に周知する必要があります。



4 課題の整理

地域を支えている中小企業の経営基盤の強化を図ること

中小企業は経営基盤の強化や経営の革新を目指すため、自主的に取り組むのはもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症等の不可抗力による社会情勢の変化等にも柔軟に対応することが求められています。

今後も起こりうる経済的かつ社会的な環境の変化に対応するため、経営基盤を強化し、持続的な発展を促すための経営計画等を策定する講座の開催等により、事業者の意識高揚に努めていく必要があります。

また、中小企業の収益性を高め、持続的な経営力の向上を図るためには、周りからの支援も必要不可欠です。新型コロナウイルス感染症対策として、国、県、町、金融機関、中小企業関係団体等は、独自に、また広く連携して中小企業への支援を行ってきましたが、持続可能で活力ある地域経済の振興を目指すためには、今後も地域を支えている中小企業の振興を図る必要があります。

地域内における需要創出を図ること

地域経済循環図によると、地域内の生産性は高くても、民間消費額及び民間投資額が地域外に流出しているという結果が出ており、地域住民の消費及び地域企業における投資が地域外に流出することで、地域経済が縮小するという負の循環に繋がる可能性があります。

この負の循環を阻止し、町内の経済循環を高めるためには、町内中小企業の商品やサービス等の紹介を積極的に行い、町内で消費する地産地消を促進する必要があります。

また、矢巾町商工会には創業希望者の相談も増加していますが、出店場所がないという声があります。しかし、町内には空き店舗や空き家もあるほか、事業者アンケートによると次世代への後継者について承継予定や検討中であっても59%は後継者が決まっていないことなど、人材や空き店舗情報等のマッチングを積極的に図る仕組みを構築することで、今後、課題解決につなげていきます。

地域住民とのつながり、地域中小企業を中心とした連携を強化すること

事業者アンケートによると、令和3年6月に制定した条例について、内容も含め知っている事業者は8%という非常に少ない結果が出ており、町内中小企業にもまだ定着されていないことから、地域の中小企業及び地域住民に向けてさらなる周知が必要です。中小企業の振興が町の活性化に直結することを理解してもらい、地域の中小企業を身近に感じてもらうことが重要です。

地域住民の拠り所になるような、いつでも気軽に相談できるワンストップ窓口を設置し、地域の中小企業に解決してもらう仕組みづくりを構築することで、地域の中小企業の存在意義を確立し、地域全体で中小企業を応援する体制づくりが必要です。

人材育成を図ること

人口は市街化区域の拡大により一時的には増加しますが、生産年齢人口は減少傾向が続いていくことが推測されています。

事業者アンケートでも、抱える課題として「人材確保・育成が進まない」と回答する事業者の割合が高く、中小企業の振興及び地域経済の活性化を実現させるため町に取り入れてほしい施策として「人材育成・人材確保の支援」が最も求められていることから、それが町内の産業の活性化の喫緊の課題といえます。

学生や若者をはじめ、あらゆる世代に対して、さまざまな機会を通じて交流の促進を図り、矢巾町の産業や事業所の魅力を伝えるとともに、多様な人材が活躍できる就労環境を整備することにより、矢巾町で働きたい、働き続けたいと思う人を増やしていくための取り組みを進めていく必要があります。

第4章 施策の展開

中小企業の自主的な努力を基本としつつ、基本条例第3条による基本理念の実現に向けて、基本条例第4条の基本方針に基づき、以下の施策に取り組みます。

■施策の体系

地域のくらしを支える元気な中小企業を育てる

経営者・社員が学び合える場づくり

地域を支えるインフラとしての中小企業

災害時等の対応力の強化（事業継続計画策定の支援）

企業間連携の促進による新たな価値創造

地域課題解決のための新たな仕事づくり、雇用づくり

地域の課題をつかみ新たな事業につながる場づくり

産学官金連携による新事業を創出

地域内で有する人材、技術等を生かし、新事業を創出

脱炭素・エネルギーシフトの企業実践、地域内循環

矢巾町民の困りごとに応え中小企業をつなぐ場づくり

地域住民と地域中小企業とを結びつける

中小企業の課題解決マイスターリスト（地域の頼れる企業）作成を目指す

地域内での中小企業の応援と地域内の経済循環

好循環で回り続ける持続可能なまちづくり

地域のあらゆる世代が生き生きと活躍できる場づくり

次世代への勤労観・職業観の醸成

地域特有の資源の掘り起こしとその魅力に気づく場づくり

起業家教育、育成

地域や企業を支え発展させる人間力・技術力の醸成

1 共学・共育・共生の地域づくり 地域のくらしを支える元気な中小企業を育てる



1 経営者・社員が学び合える場づくり

中小企業の経営者にとって、円滑な事業経営を図るためには学び合いの場が必要であることから、経営理念・ビジョン・基本方針・経営計画の成文化とその実践を目的とした経営者向けの学びの場をつくります。

中小企業の社員においても、自分の人生と働くことの意味を深く学び、考えられる機会を積極的につくります。また、産業構造の変化等に対応する高度な知識・技能の習得や社員向けのスキル向上を目指します。

誰もが働きやすい労働環境の整備促進に向け、セミナー等の開催を通じて、休暇制度やパワーハラスメント防止対策など労働関係法令に関する知識の普及を図ります。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業経営者のための経営理念等策定のための講座開催 ○中小企業経営者のための経営リテラシーはじめ知識習得のための研修開催 ○労働関係法令の知識習得、労働環境や社員の福利厚生に関する情報共有の場の創出 ○社員のための知識・技能習得のための研修開催 ○社員のための勤労観等の共有を図る機会の創出
主な連携・支援機関	国、県、町、中小企業関係団体、大企業、金融機関、教育機関等
事業例	・経営者及び社員向けの各セミナー等の開催

2 地域を支えるインフラとしての中小企業

「町内の中小企業を地域で守り地域で育てる」といった、中小企業の存在意義についての共通認識を地域内で共有します。

中小企業の経営基盤の強化を図るため、事業継続力の強化に向けた支援（AI・IoT・DX等近代化支援、設備近代化改善支援、経営基盤強化支援等）を徹底します。

デジタル技術を活用して労働生産性や付加価値の向上を目指すため、岩手県や矢巾町商工会等による伴走支援について、金融機関や町も一体となり、相互に情報共有しながら連携して取り組みます。

中小企業の自ら挑戦しようという意欲を創出し、挑戦し続けられる環境や仕組みづくりの実現を図ります。

町内企業への優先発注機会の促進を図ることで、地域社会を支える中小企業を支援し、中小企業の活性化を促進します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○町内中小企業の商品・サービス等の紹介 ○町と商工会と連携した地域企業への定期的な訪問 ○経営革新計画策定に向けた支援 ○生産性向上を図る設備導入に係る税制支援 ○販路拡大に向けた取組に対する経費の助成 ○新分野進出に向けた取組に対する経費の助成 ○キャッシュレス決済の普及促進 ○岩手県中小企業デジタル化支援ネットワークによる伴走支援との連携 ○公共事業等における町内事業者への優遇
主な連携・支援機関	国、県、町、中小企業関係団体、金融機関等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・町内中小企業の商品についてイベント等での情報発信 ・販路開拓や生産性向上の取組に対する対象経費への補助 ・先端設備導入計画策定事業者の固定資産税の軽減措置

3 災害時等の対応力の強化（事業継続計画策定の支援）

頻発する豪雨や大型台風などの自然災害、さらには新型コロナウイルスなどの予測できない災害や社会情勢の変化、企業の緊急事態への対応力強化を図るため、緊急時に速やかな事業復旧を図るため、中小企業の経済的かつ社会的環境の変化に適応した支援を行います。

また、緊急時に事業を継続するための資金調達を支援します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業に対する事業継続計画（BCP）策定の必要性についての普及・啓発活動の実施 ○中小企業の事業継続計画（BCP）策定に係る講座等の開催 ○金融機関等からの融資を受けるための支援 ○リスク保障に対する損保会社等からの情報提供 ○国・県・町・関係団体で実施している支援策の情報提供
主な連携・支援機関	国、県、町、中小企業関係団体、大企業、金融機関等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP計画策定に向けた講座開催 ・セーフティネット貸付の認定及び貸付制度の周知徹底

4 企業間連携の促進による新たな価値創造

企業間における情報交換プラットフォームを構築し、企業同士の強みを生かし連携し合うことで新たな価値創造に挑戦します。地域企業同士の結束が図られ、商工会員の増強につながります。

主な取り組み	○地元企業間取引のマッチング ○情報交換プラットフォームの構築 ○農商工連携などを活用して新商品開発等への支援 ○地域産品のブランディングや新規ニーズに対する支援
主な連携・支援機関	町、中小企業関係団体、大企業、金融機関、教育機関等
事業例	・企業連絡会における交流会の開催 ・新商品開発、地域産品ブランディングに関する研究費等への補助



2 新事業創出 地域課題解決のための新たな仕事づくり、雇用づくり



1 地域の課題をつかみ新たな事業につながる場づくり

地域にとっての社会課題を把握し、地域内で共有のうえ相談できる場をつくります。この課題解決のきっかけとして、地域の中小企業が解決の糸口として活躍できるよう、また新たな事業につながるよう支援します。

地域の課題解決が地域内の中小企業を中心にした新たな事業展開を生み出します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○地域課題を共有するためのワークショップの開催 ○自社商品のブラッシュアップを図ることでブランド力や付加価値向上に向けた取組 ○地域イベント等による地域活性化の促進
主な連携・支援機関	国、県、町、中小企業関係団体、金融機関等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化事業に対する事業経費への補助 ・市場調査費用の補助 ・地域課題解決を図るワークショップの開催



2 産学官金連携による新事業を創出

本町には、岩手医科大学を始め、ものづくりの高度な知識及び技能を兼ね備えた実践技術者を育成することを目的とした岩手県立産業技術短期大学校があります。

平成25年には矢巾町商工会と産業技術短期大学校と地域産業の振興及び人材育成等の促進を図るため包括的な連携・協力関係を通じて相互に発展するための協定を締結したほか、令和3年10月には産業技術短期大学校とまちづくり・人づくりの分野において町の課題解決及び人材育成等を目的に包括連携協定を締結しています。

このような連携協定の取組を活用しながら中小企業との連携をより強化することにより、新たな事業や雇用を創出します。産学官金の連携により、それぞれの強みを生かしながら、新分野を開拓し挑戦できる土壌を構築します。

ビジネスマッチングによる販路開拓や新分野への進出を支援します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○新分野進出を目指す企業向けの産学官金連携体制の構築 ○国や県の補助金採択に向けた支援体制の強化 ○商工会と連携した異業種間交流会の開催 ○新商品の販売促進強化を図るイベントや物産展・出展への支援
主な連携・支援機関	国、県、町、中小企業関係団体、金融機関、教育機関等

事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会と連携した異業種交流会の支援 ・ イベントや物産展等の出店に係る経費への補助 ・ 新事業創出に向けた研究費等への補助
-----	---

3 地域内で有する人材、技術等を生かし、新事業を創出

地域内企業の有する人材や、地域内の特有な技術や技能を生かし、新たなアイデアを創出します。

地域資源の再発掘や地域資源の掘り起こしを積極的に行い、地域の新たな魅力を地域全体で共有します。町内中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報を、広く町民や企業に紹介することにより、地域内資源の積極的な活用による地域内循環の創出を図ります。

地域外からだけでなく地域内での需要も創出し、付加価値の向上に取り組みます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○町内中小企業の商品・サービス等の紹介 ○人材シェアマッチングの実施 ○地域資源を活用した新商品の開発支援 ○地域における商品やサービスの消費喚起を図る機会の創出
主な連携・支援機関	町、中小企業関係団体、大企業、金融機関、教育機関等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関や関係団体等による情報プラットフォームを活用した商品等の紹介 ・ 国の外部人材活用促進等イベントの活用 ・ 自社のECサイト導入費用等への補助 ・ 新事業創出に向けた研究費等への補助

4 脱炭素・エネルギーシフトの企業実践、地域内循環

脱炭素社会の実現に向けたエネルギーシフトの企業の実践は、地域資源とエネルギーの利活用をすすめるほか、地域の中小企業にとっての新たな事業と雇用の創出に直結します。

電気料金の高騰化は深刻な課題であり、エネルギー消費の見える化は今後最も重要になっています。また、地域外へ出ているエネルギーに関する投資費用（電気・燃料・熱など）を外に出さずに地域内で回すことで新たな仕事が地域に生まれます。

さらに、再生可能エネルギーの地産地消を目指し、地域内で循環させることにより、地域経済の活性化を図ります。

※エネルギーシフトとは

- (1) 小エネ・・・小さくても足りる仕組みにすること
- (2) 省エネ・・・高効率化でエネルギーのムダを省くこと
- (3) 生エネ（創エネ）・・・エネルギーを生み出すこと
- (4) 商エネ・・・エネルギー関連の事業を起こすこと

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー消費の見える化（エネルギー診断）の実施 ○エネルギーの利活用促進を図る取組支援 ○脱炭素の企業実践における国の補助金申請の伴走型支援 ○脱炭素の企業実践の優良な取組を町で表彰 ○金融機関による脱炭素に取り組む企業支援の推進・活用 ○再生可能エネルギーの地産地消を目指し、地域新電力活用の検討
主な連携・支援機関	国、県、町、中小企業関係団体、大企業、金融機関、教育機関等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー診断士や専門家の派遣支援 ・金融機関における脱炭素応援融資・SDGs 私募債等の紹介 ・地域資源循環、エネルギーシフトに取り組む企業の表彰



3 地域住民との協働 矢巾町民の困りごとに応え中小企業をつなぐ場づくり



1 地域住民と地域中小企業とを結び付ける

地域住民にとっての困りごと、地域にとっての社会課題を解決するための方法がわからない状況が現実としてあります。地域住民の困りごとの解決策が新たな仕事づくりのきっかけとなります。

地域住民がいつでも気軽に相談できる窓口を構築するなど、地域住民の悩みの声に耳を傾ける機会を積極的につくり、地域の中小企業とつなぐことで、解決に結びつける仕組みをつくります。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○地域企業による地域貢献活動等を地域内で紹介 ○地域の中小企業と共催した賑わい創出イベントの開催 ○地域の見守りを地域の中小企業が率先して実施する体制構築
主な連携・支援機関	町、中小企業関係団体、大企業、金融機関、教育機関等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ相談窓口の設置 ・町のホームページや広報等を活用した地域企業の紹介 ・賑わい創出イベントを開催する地域や団体への補助

2 中小企業の課題解決マイスターリスト（地域の頼れる企業）作成を目指す

地域の中小企業が困りごとや地域課題を拾えるような御用聞きの体制をつくります。そしてその課題を解決できる地域中小企業のマイスターリスト、いわゆる地域の頼れる企業のリストを作成し、地域住民にその存在意義を広く周知します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の困りごと・相談ごとを受け入れる体制の構築 ○中小企業及び人材のスペシャリストの登録によるリスト作成
主な連携・支援機関	町、中小企業関係団体、大企業、金融機関、教育機関等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の技術者等を把握しマイスターリストを作成 ・ワンストップ中小企業紹介



3 地域内での中小企業の応援と地域内の経済循環

地域には困りごとを解決してくれる頼れる中小企業があるという共通認識を地域内で共有します。

地域における中小企業の役割やその魅力を伝える機会を積極的につくることで、地域内における中小企業の存在価値を確立します。さらに、他企業の模範になるような町内企業の素晴らしい取組に対し、町や商工会等で評価・表彰します。

企業にとっても地域への責任をより強く感じることで相互に信頼関係の構築を図ります。さらに、地域の中小企業が相互に仕事の依頼をし合い、地域全体で応援する体制をつくり、地域内における経済循環の活性化を図ります。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内消費の促進を図る地域内商品における優遇制度の導入 ○地域住民が地域企業を見学できる機会の創出 ○地域企業の地域貢献活動を幅広く紹介 ○地域活動を住民と企業で連携して実施 ○優良企業に対する表彰
主な連携・支援機関	町、中小企業関係団体、大企業、金融機関、教育機関等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内商品を優遇する仕組みづくり ・優良企業の取組に対しての表彰

4 好循環で回り続ける持続可能なまちづくり

再生エネルギーを始め、地域資源を最大限に活用するとともに、地域の魅力と質を向上させ、地域内で経済を循環させます。ヒト・モノ・カネが好循環で回り続けることで、持続可能なまちづくりの実現を図ります。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○企業間同士の人材交流の推進 ○各企業の人材、商品、サービス等の紹介 ○各企業における原材料の調達など地域内での企業間取引を優先させ好循環を促進する体制の構築 ○地域内で消費促進につながるような機会の創出
主な連携・支援機関	町、中小企業関係団体、大企業、金融機関、教育機関等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内商品の消費促進を図るイベント実施



4 地域の人材の育成 地域のあらゆる世代が生き生きと活躍できる場づくり



1 次世代への勤労観・職業観の醸成

地域の小・中・高・大学と連携し、地域の経営者と関わり合うことで、一人ひとりの人生の未来創造につなげる場をつくります。

勤労観（何のために働くのか）、職業観（なぜその仕事をするのか）を醸成するため、地域企業の経営者自らの生き様をとおして生きる目的や働くことの意義を伝える機会をつくります。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○各年代にあわせたキャリア教育の実施 ○次世代と地域経営者との交流促進 ○地域連携型学びの場の創出
主な連携・支援機関	県、町、大企業、中小企業関係団体、教育機関等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生向けのお仕事教室の開催 ・中学生向けの職場体験の実施 ・高校生向けの地域企業の若手社員によるキャリア教育の実施 ・関係機関等による就職合同説明会との連携 ・大学生等向けのインターンシップ事業への助成

2 地域特有の資源の掘り起こしとその魅力に気づく場づくり

地域の豊かな未来づくりに挑戦するために、世代や立場を越えて交流の促進を図り、地域の魅力に改めて気づく場をつくり、地域で学び合います。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の魅力に気づき学び合う場の創出 ○地域の子供会や老人クラブ等がともにイベント等に参加し交流の促進 ○地域の歴史・住民・企業等を知る機会づくり
主な連携・支援機関	町、中小企業関係団体、金融機関、教育機関等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の魅力を発見・共有するワークショップの開催 ・地域の子供会や老人クラブ等の参加型イベントの開催

3 起業家教育、育成

次世代にバトンリレーする持続可能な地域をつくるために、新たな起業家を生み出し、育成します。

また、起業家を生み出すマインド醸成のほか、活躍できる場を創出し、地域全体で起業家を応援する環境を構築します。

空き店舗活用の促進を図るため、起業家とのマッチングを図ります。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗等の把握及び情報提供の充実 ○創業者・若手経営者に対する伴走型支援 ○創業における店舗改装や設備投資、家賃等への支援 ○円滑な事業展開を目指した資金調達への支援
主な連携・支援機関	国、県、町、中小企業関係団体、金融機関、教育機関等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起業家と空き店舗等とのマッチングを図る相談窓口の設置 ・ 広域で実施しているビジネスプランコンテストの参加促進 ・ テナント等の家賃補助 ・ 商工会と連携した創業セミナーの実施 ・ 金融機関や保証協会等で実施している開業資金融資の紹介 ・ 事業承継、第二創業等相談に関する専門機関の紹介



4 地域や企業を支え発展させる人間力・技術力の醸成

I T教育をはじめ、DX（デジタルトランスフォーメーション）・GX（グリーントランスフォーメーション）・EX（エネルギートランスフォーメーション）の推進を図り、新たな価値の創出に向けて社会や企業のビジネスモデルを変革し、地域や企業を支え、発展させる持続可能な人間力や技術力を醸成します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ I Tの知識習得をはじめ I T技術者育成に向けたセミナーの開催 ○ 岩手県産業技術短期大学の能力開発セミナー参加促進への支援 ○ 産業振興センターや工業技術センター等による製品や技術の付加価値向上を図る取組との連携
主な連携・支援機関	国、県、町、中小企業関係団体、金融機関、教育機関等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・ I T技術者育成セミナーの開催 ・ 企業と支援機関とのマッチング

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、計画の目指すべき将来像の実現に向けて、町内の中小企業、中小企業関係団体、大企業、金融機関、教育機関、国、県、町及び町民と連携・協働するとともに、庁内関係課間の緊密な連携のもとで推進します。

また、具体的な施策の実施にあたっては、町内中小企業をはじめ中小企業関係団体、金融機関、教育機関等で構成する「矢巾町中小企業振興円卓会議」により検討を行い、提言を受けることとします。

事業の検証にあたっては、目指すべき将来像の実現に向けた各取組について、定量指標による数値化目標ではなく、ロードマップで掲げる姿の達成を目指し、事業効果の把握と事業成果の検証を繰り返すとともに、効果的な実施方法や内容の見直し・改善を図りながら取り組まします。

2 町の責務と各関係団体の役割

町の責務

- 中小企業が持続的な発展をしていくための支援ニーズを把握し、町民、中小企業、および関係団体等と連携を図りながら施策を推進します。
- 計画の推進に必要な予算の確保に努めるとともに、必要に応じて国、県等に対し、施策の充実や改善を要請していきます。
- 工事の発注や物品購入、業務委託等にあたり、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争に留意しつつ、町内の中小企業への発注の増大に努めます。

中小企業の役割

- 本計画の実現に向けて、経営基盤の強化、経営の革新及び経済的かつ社会的環境の変化に即応し、自らの事業活動の向上・改善に努めます。
- 町内の他の事業者関係団体等との連携に努めるとともに、町内で生産、製造、加工された物品の購入や提供されるサービスの利用に努めます。
- 地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、緊急災害への対応をはじめとして、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めます。
- 本町が実施する中小企業振興に関する施策に対し、連携・協力して取り組むよう努めます。
- 大学及び短期大学等と産学官金連携によって新産業を創出し、専門的技術を有する人材育成に取り組むほか、社員が生きがいと働きがいを十分に得ることができる雇用環境の充実に努めます。
- 学校の職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等に協力するよう努めます。

中小企業関係団体の役割

- 中小企業関係団体は、中小企業の創意工夫及び自主的な努力による取り組みをそれぞれの立場で積極的に支援するとともに、本町及び中小企業者が実施する中小企業振興に関する施策に相互に連携を図りながら協力するよう努めます。

大企業の役割

- 中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、本町及び中小企業者が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めます。
- 本町の中小企業により生産、製造、加工された物品の消費や提供されるサービスの利用に協力するよう努めます。
- 大企業は、中小企業とともに地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、中小企業者が自らの事業活動を維持及び発展させるうえで欠くことのできない重要な存在であることを認識し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めます。

金融機関の役割

- 金融機関は、中小企業の経営基盤の強化及び経営の革新並びに創業に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給及び経営相談等を行い、中小企業の発展に協力するよう努めます。
- 金融機関は、中小企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、本町及び中小企業者が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めます。

教育機関の役割

- 大学及び短期大学等校等は、産学官金連携によって新産業の創出及び専門的技術を有する人材の育成並びにこれらの研究等に協力するよう努めます。

町民の理解及び協力

- 町民は、中小企業の振興が、地域経済の発展及び町民生活の質の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めます。
- 町民は、消費者として町内で生産、製造、加工された物品を購入、消費し、又は提供されるサービスを利用することにより、中小企業の健全な発展に協力するよう努めます。

3 ロードマップ

中小企業振興計画として目指す10年後の姿を達成するためのロードマップを、地域全体で連携して取り組んでまいります。

	重点施策	短期的(3年後)	中期的(6年後)	長期的(10年後)
共学・共育・共生の地域づくり	経営者・社員が学び合える場づくり	経営指針の成文化と実践 経営リテラシー等知識の習得 社員の勤労観の育成	円滑・強靱な事業経営	『地域のくらしを支える元気な中小企業の育成』 の 実現
	地域を支えるインフラとしての中小企業	生産性向上・販路開拓・新分野進出の取組促進 町内企業への優先発注の促進	経営基盤の強化	
	災害時の対応力の強化 (事業継続計画策定の支援)	BCP 計画策定支援 マニュアル化の徹底	レジリエンス経営の強化	
	企業間連携の促進による新たな価値創造	情報交換プラットフォームの構築 ビジネスマッチング促進	新たな価値創造	
新事業創出	地域の課題をつかみ新たな事業につながる場づくり	新商品開発支援 ブランド力向上、付加価値向上 地域課題解決型ワークショップの開催	地域課題解決型新事業創出	『地域課題解決のための新たな仕事づくり、雇用づくり』 の 実現
	産学官金連携による新事業を創出	研究開発の支援 販売促進支援 インセンティブ創出	新分野開拓に向けた土壌づくり	
	地域内で有する人材、技術等を生かし、新事業を創出	人材シェアマッチング 新価値・新商品開発支援 新技術導入支援	地域資源の付加価値創出	
	脱炭素・エネルギーシフトの企業実践、地域内循環	エネルギー診断の促進 脱炭素企業実践の優良取組の表彰	脱炭素・エネルギーシフトの仕事創出	
地域住民との協働	地域住民と地域中小企業とを結びつける	ワンストップ相談窓口の設置	地域連携プラットフォーム構築	『矢巾町民の困りごとに応え中小企業をつなぐ場づくり』 の 実現
	中小企業の課題解決マイスターリストの作成	技術者・技能者等のマイスターリスト作成	中小企業の存在感・魅力を地域内で共有	
	地域中小企業の応援と地域内の経済循環	地域内商品への優遇制度導入 企業の地域貢献活動紹介	地域経済循環の活性化 企業の存在意義確立	
	好循環で回り続ける持続可能なまちづくり	企業と人材のマッチング支援 消費促進イベント実施	ヒト・モノ・カネの好循環	
地域の人材の育成	次世代への勤労観・職業観の醸成	職業体験の推進 地域企業経営者との交流促進	地域内雇用創出の活性化 次世代の人材育成	『地域のあらゆる世代が生き生きと活躍できる場づくり』 の 実現
	地域特有の資源の掘り起こしとその魅力に気付く場づくり	地域の魅力発掘ワークショップ開催 世代・立場を越えた地域内交流促進	地域の魅力再認識	
	起業家教育、育成	創業意識の醸成 創業セミナー実施 事業承継・第二創業支援	起業家育成・活躍移住促進	
	地域や企業を支え発展させる人間力・技術力の醸成	DX 等人材育成支援 職業訓練の参加促進	高度な技術者等地域人材の育成	

矢巾町中小企業振興基本条例

令和3年6月1日

条例第13号

矢巾町は、岩手県のほぼ中央に位置し、恵まれた自然環境を残しつつ、北東北の物流拠点である岩手流通センターや工業団地への企業進出により、卸売業、小売業及び運輸業などの産業を基軸に発展し、さらには教育や医療など様々な都市機能が集積する、自然と産業が調和した田園都市である。

この発展を支えてきたのが、町内事業者の大多数を占める中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）であり、新たな産業を生み出し雇用を創出するなど、地域経済やまちづくりを牽引する大きな役割を果たしている。

今後、人口減少が進む中で、本町の地域経済を支える中小企業が持続的な発展を遂げていくためには、経済や社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、個々の強みを発揮して付加価値を向上させ、未来を切り開いていくことが重要である。また、中小企業が地域社会との連携を深めることで、地域資源の利活用を促進し、地域内における経済循環を形成することも期待される。

中小企業が地域経済の発展に重要な役割を担うものであるとの認識を、地域で共有するとともに、町、中小企業者及び町民等それぞれの役割を明確化し、中小企業の振興を町政の重要な柱として位置づけ、地域一体となって取り組むため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本町における地域経済の発展に果たす中小企業の役割とその重要性に鑑み、中小企業の振興について基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって本町経済の発展及び町民生活の質の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- （2） 中小企業関係団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、中小企業家同友会その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- （3） 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- （4） 町民 町内に居住し、又は勤務する者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進するよう努めるものとする。

- （1） 中小企業者による経営基盤の強化及び経営の革新を図るための創意工夫と自主的な努力の促進が図られること。

- (2) 自然環境、地場産品、人材、技術、産業構造その他町が有する資源を総合的に活用し、地域経済の循環が図られること。
- (3) 中小企業者の経済的かつ社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (4) 町、国、県、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関及び教育機関が相互に連携し、町民の協力を得て推進されること。

(基本方針)

第4条 町は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本方針として、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の経営基盤の強化及び事業承継の円滑化を図ること。
- (2) 中小企業者の新技術及び独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の創業の促進を図ること。
- (4) 中小企業者の人材の確保、育成及び定着を図ること。
- (5) 中小企業者の経済的かつ社会的環境の変化に適応した支援を行うこと。
- (6) 中小企業者と関係機関の連携、中小企業者相互の連携その他の連携の促進を図ること。
- (7) 地域の資源の活用等による産業の発展及び創出を図ること。
- (8) 中小企業の振興に関する施策を効果的に実施するために必要な調査及び情報の収集、提供等を行うこと。
- (9) 中小企業の振興に必要な制度、組織及び拠点の整備を図ること。
- (10) 町が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に配慮すること。

(町の責務)

第5条 町は、基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 町は、前項の施策の推進にあたっては、国、県、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関及び教育機関との連携を積極的に行うものとする。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、次に掲げる事項に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 経営基盤の強化、経営の革新及び経済的かつ社会的環境の変化へ即応するため、自主的に取り組むよう努めること。
- (2) 町が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めること。
- (3) 地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、緊急災害への対応をはじめとして暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めること。
- (4) 町内において生産、製造、加工された物品の消費又は提供されるサービスの利用に協力するよう努めるものとする。
- (5) 大学及び短期大学等と産学官連携によって新産業を創出し、及び専門的技術を有する人材を育成すること。
- (6) 学校の職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等に協力すること。

(中小企業関係団体の役割)

第7条 中小企業関係団体は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力による取組をそれぞれの立場で積極的に支援するものとする。

2 中小企業関係団体は、町及び中小企業者が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業者とともに地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、中小企業者が自らの事業活動を維持及び発展させるうえで欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町及び中小企業者が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 大企業者は、中小企業者により生産、製造、加工された物品の消費又は提供されるサービスの利用に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業者が経営基盤の強化及び経営の革新並びに創業に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給及び経営相談等を行い、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町及び中小企業者が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第10条 大学及び短期大学等校等は、産学官連携等によって新産業の創出及び専門的技術を有する人材の育成並びにこれらの研究等に協力するよう努めるものとする。

(児童生徒の勤労観等の醸成)

第11条 町は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業者に必要な人材の確保及び育成に資することに鑑み、児童生徒に対して職業に関する体験の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 中小企業者は、児童生徒に対する職業に関する体験の機会の提供に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解及び協力)

第12条 町民は、中小企業の振興が地域経済の発展及び町民生活の質の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、消費者として町内で生産、製造、加工された物品を購入、消費し、又は提供されるサービスを利用することにより、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定等)

第13条 町長は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針に基づいて、矢巾町中小企業振興基本計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進するための目標、施策その他必要な事項を定めるものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときはこれを公表するものとする。

4 町長は、中小企業の振興に関する施策の推進状況の検証を行い、必要があると認める場合は、基本計画を変更できるものとする。

(意見の聴取等)

第14条 町は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、中小企業者、中小企業関係団体等の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第15条 町は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(矢巾町商工業者等による地域活性化に関する条例の廃止)

2 矢巾町商工業者等による地域活性化に関する条例（平成23年矢巾町条例第1号）は、廃止する。

矢巾町中小企業振興円卓会議設置要綱

令和3年6月1日

告示第110号

(設置)

第1条 この告示は、中小企業の振興に関する施策(以下「施策」という。)を推進するにあたり、幅広く意見を聴取するため、矢巾町中小企業振興基本条例(令和3年矢巾町条例第13号)第14条に基づき、矢巾町中小企業振興円卓会議(以下「円卓会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 円卓会議においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 矢巾町中小企業振興基本条例第13条第1項に規定する矢巾町中小企業振興基本計画における施策及び事業の検討及び実施、並びに推進状況の検証に関すること。
- (2) 矢巾町の中小企業その他の事業所を取り巻く現状、課題及び経済動向に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 円卓会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 中小企業の振興に関する知識及び経験を有する者
- (2) 町内の中小企業を経営する者
- (3) 中小企業を支援する関係機関等に属する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 円卓会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 円卓会議は、会長が招集する。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第6条 会議に出席した委員に対し、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第7条 円卓会議の庶務は、産業観光課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、円卓会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

矢巾町中小企業振興円卓会議委員及び策定経過

■委員名簿

村松 幸雄（矢巾町商工会 専務理事） ※会長
廣田諭宇祐（矢巾町商工会 青年部長） ※副会長
藤井 豊（矢巾町商工会 副会長）
谷村 吉弘（矢巾町商工会 副会長）
佐々木和久（矢巾町商工会 理事）
菊田 哲（岩手県中小企業家同友会 事務局長）
伊藤 浩司（岩手県立産業技術短期大学校 事務局長）
村上 照美（株式会社岩手銀行矢巾支店 支店長）
千葉 哲矢（盛岡信用金庫矢巾支店 支店長）
舘川 浩（インナーブランディング協会 代表）
横田 淳一（森川株式会社盛岡支店 支店長）
川村 武司（杜陵テクノ株式会社 代表取締役）

■矢巾町中小企業振興基本計画の策定経過

令和2年2月～7月	条例制定に向けた学習会（計4回）
令和2年7月24, 25日	中小企業&SDGs 2DAYSワークショップ
令和2年8月～9月	条例制定に向けた学習会（計3回）
令和2年9月20, 21日	中小企業&SDGs 2DAYSワークショップ
令和2年10月～	
令和3年2月	条例制定に向けた学習会（計6回）
令和3年2月13, 14日	環境未来構想2DAYSワークショップ
令和3年3月25日	中小企業とともに地域を元気にする学習会 講師：京都大学名誉教授 京都橘大学教授 岡田知弘 氏
令和3年4月6日	矢巾町商工会との意見交換
令和3年4月23日	地域企業、金融機関、教育機関との意見交換
令和3年5月21日	議会全員協議会へ条例説明
令和3年6月1日	矢巾町中小企業振興基本条例制定
令和3年7月2日	RESAS・V-RESAS学習会 講師：経済産業省東北経済産業局 植木吉人 氏
令和3年7月20日	矢巾町商工会理事への条例説明会
令和3年9月24日	第1回中小企業振興円卓会議 ・矢巾町中小企業振興基本条例の必要性 ・矢巾町中小企業振興円卓会議のあり方、スケジュールについて ・矢巾町中小企業振興基本計画について

令和3年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矢巾町及び町内中小企業等の現状について ・ 矢巾町及び町内中小企業等の課題について <p>第2回中小企業振興円卓会議</p>
令和4年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員からいただいた意見・課題等の共有について ・ 事業者アンケート案の協議について ・ 今後の目指すべき方向性の共有について <p>第3回中小企業振興円卓会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業振興ビジョン及び基本計画策定に向けたスケジュールについて ・ 中小企業振興ビジョンの構想について
令和4年7月1日 ～8月1日	事業者向けアンケート実施
令和4年9月11日	円卓会議委員による中小企業振興ワークショップ
令和4年11月15日	<p>第4回中小企業振興円卓会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 矢巾町中小企業振興基本計画概要版の協議について
令和5年2月2日	<p>第5回中小企業振興円卓会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 矢巾町中小企業振興基本計画の最終協議について ・ 矢巾町中小企業振興基本条例及び基本計画の策定経過 ・ (仮) 矢巾町地域産業育成・お役立ちセンター構想について
令和5年2月8日 ～3月9日	パブリックコメントの実施
令和5年3月13日	矢巾町議会全員協議会への説明
令和5年3月	矢巾町中小企業振興基本計画策定